| | | |
|---|---|---|
| ただし、静電気により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。 | ［削る］ | 三十二　第四条第一項第二十三号の可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置 |
| 三十二　可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置について、維持管理状況を、目視により検査し、及び当該装置の性能を、作動試験 | 三十一　削除 | 三十二　第四条第一項第二十三号の可燃性ガス等の発散するおそれのある工室のガス排気装置 |
| 三十の二　第四条第一項第二十二号の五の二の雷薬又は滝剤の配合及びてん薬を行う危険工室の床及び作業台の導電性マットの敷設並びに接地 | ［削る］ | 三十一　第四条第一項第二十二号の六の静電気により爆発又は発火するおそれのある火薬類を取り扱う危険工室等における身体に帯電した静電気除去設備 |
| 三十の二　雷薬又は滝剤の配合及びてん薬を行う危険工室の床及び作業台の導電性マットの敷設並びに接地の維持管理状況を、目視及び記録により検査する。 | 三十一　削除 | 三十一　静電気により爆発又は発火するおそれのある火薬類を取り扱う危険工室等における身体に帯電した静電気を除去する設備の維持管理状況を、目視により検査し、及び接地の状況を、接地抵抗測定用器具を用いた測定又はその記録により検査する。 |
| 三十三　［略］ | 三十二　［略］ | 三十二　可燃性ガス又は有毒ガスの発散するおそれのある工室のガス排気装置の維持管理状況を、目視により検査し、及び当 |
| 三十四　第四条第一項第二十四号の火薬類を乾燥する工室内の加温装置について、乾燥中に爆発又は発火しないための措置 | 三十三　［略］ | 三十三　［略］ |
| 三十五　第四条第一項第二十四号の二の日乾場の乾燥台 | 三十四　火薬類を乾燥する工室内に設置された加温装置について、乾燥中に火薬類が爆発し又は発火しないための措置の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該加温装置の性能を、作動試験又はその記録により検査する。 | 三十四　火薬類を乾燥する工室内に設置された加温装置について、乾燥中に火薬類が爆発し又は発火しないための措置の維持管理状況を、目視、図面又は記録により検査する。 |
| | 三十五　日乾場の乾燥台について、火薬類の落下による爆発又は発火を防止するための措置及び砂じん等の混入を防止するための措置の維持管理状況を、目視又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。 | ただし、可燃性ガス又は有毒ガスが発散するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。 |
| 三十三　［略］ | 三十二　［略］ | 三十二　可燃性ガス又は有毒ガスの発散するおそれのある工室のガス排気装置の維持管理状況を、目視により検査し、及び当 |
| 三十四　火薬類を乾燥する工室内に設置された加温装置の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該加温装置の性能を、作動試験又はその記録により検査する。 | 三十三　［略］ | 三十三　［略］ |
| 三十五　日乾場の乾燥台の維持管理状況を、目視により検査する。 | 三十四　第四条第一項第二十四号の火薬類を乾燥する工室内の加温装置 | 三十四　火薬類を乾燥する工室内に設置された加温装置について、乾燥中に火薬類が爆発し又は発火しないための措置の維持管理状況を、目視、図面又は記録により検査する。 |
| | 三十五　第四条第一項第二十四号の二の日乾場の乾燥台 | ただし、可燃性ガス又は有毒ガスが発散するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。 |
| | 三十四　火薬類を乾燥する工室内に設置された加温装置の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該加温装置の性能を、作動試験又はその記録により検査する。 | 三十三　［略］ |
| | 三十五　日乾場の乾燥台の維持管理状況を、目視により検査する。 | 三十四　火薬類を乾燥する工室内に設置された加温装置の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該加温装置の性能を、作動試験又はその記録により検査する。 |
| | | 三十五　日乾場の乾燥台の維持管理状況を、目視により検査する。 |